

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	15 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から 63 年 3 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、20 歳になった昭和 62 年\*月に A 市役所から国民年金の加入手続の通知を受け、実母が同市役所で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。

また、私は、昭和 62 年 4 月に B 事業所に勤務したが、同事業所から採用後 1 年間は国民年金に加入するよう説明を受けたことも記憶しているので、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付したとするその実母は、昭和 48 年 1 月から国民年金に任意加入し、保険料をすべて納付している上、申立人の妹も学生が国民年金の強制加入者とされた平成 3 年 4 月から国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立人の家族は納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の実母は、「娘が 20 歳当時、A 市役所からはがきが届き、同市役所で国民年金の加入手続を行った際、国民年金保険料を納付した。」と供述しているところ、同市役所では、「申立期間当時、20 歳到達前に、厚生年金保険加入の有無、配偶者の有無等についてはがきで回答するよう該当者に通知しており、国民年金の加入手続と同時に保険料を納付することは可能であった。」と回答しており、申立人の実母の主張と合致している。

さらに、申立人の実母が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間当

時の保険料額とおおむね一致している。

加えて、申立人が申立期間当時勤務していた事業所では、申立期間当時の公的年金加入の取扱いについて、「採用後1年間は国民年金に加入するよう従業員に説明していた。」と回答している上、当該事業所に申立人と一緒に勤務していた同僚二人は、いずれも申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から41年3月までの期間及び48年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年2月から41年3月まで  
② 昭和48年4月から同年12月まで

社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間①については、私の実兄が私の国民年金の加入手続きをし、実兄が実兄夫婦の分と一緒に国民年金保険料を納付していたはずである。

また、申立期間②については、時期は覚えていないが、市役所から夫と義姉と私の国民年金保険料が未納になっており、このままだと国民年金の受給資格を失う旨の通知があり、夫が相当な額の国民年金保険料をまとめて納付したはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間に申立人と同居し、申立人の国民年金保険料を納付したとするその実兄は「妹（申立人）の国民年金の加入手続きは私が行い、私達夫婦と妹の保険料をAを通じてB金融機関に納付していた。」と主張しているところ、その実兄及び義姉の申立期間に係る保険料は納付済みとされている上、B金融機関職員の供述から、申立期間①当時、申立人が居住していた地区では、Aを通じてB金融機関が国民年金保険料を収納していたことが確認でき、申立人の実兄の主張と合致している。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同記号番号は、昭和40年2月に払い出されていることが確認できることから、この時期に加入手続きを行ったものと考えられ、申立期間①は国民

年金保険料の現年度納付が可能である上、加入手続をしておきながらその直後に当たる申立期間①の保険料を未納とすることは考え難い。

さらに、申立人は20歳になった際、市役所から国民年金に加入するよう通知があったと主張しているところ、申立期間①当時、C市では、国民健康保険に加入している20歳到達者に、国民年金手帳記号番号を記載した通知書と国民年金保険料の納付書を送付していたとしており、申立人の主張に不自然さは見られない。

申立期間②について、申立人は、その夫が夫婦と同居していた申立人の義姉の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、その夫は、社会保険庁の記録上、昭和36年4月から39年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間に係る保険料を54年12月に特例納付している上、申請免除期間（4期間）に係る保険料をすべて追納し、申立期間②を含め保険料を完納しているなど、納付意識は高かったものと考えられ、申立期間②に係る保険料のみ納付を失念したとは考え難い。

また、申立人の義姉も、昭和36年4月から39年3月までの期間、45年4月から46年3月までの期間及び申立期間②に係る国民年金保険料を54年8月に特例納付し保険料を完納している。

さらに、申立人の夫は、納付した国民年金保険料額について「20万円から30万円くらいであった。」と供述しているところ、この額は、昭和54年12月に夫が特例納付した保険料額又は同年8月にその夫が義姉の分として特例納付した保険料額に申立期間②に係る申立人の保険料と一緒に納付したとして試算した額とおおむね一致している。

加えて、第3回特例納付の実施時期（昭和53年7月から55年6月まで）当時、C市では未納期間に係る保険料の納付が可能な特例納付について、対象者に、個別に通知をしていたことが確認でき、申立人の主張と合致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において有限会社Aに勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、同事業所における資格取得日に係る記録を昭和30年4月3日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月3日から31年9月3日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。  
しかし、私は昭和30年4月から33年1月まで有限会社Aに住み込みで勤務していた。  
また、私が保管している厚生年金保険被保険者証では被保険者資格の取得日が昭和30年4月3日と記載されているので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする有限会社Aは、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、申立人の勤務に関する具体的な記憶及び元同僚の供述から、申立人は申立期間において、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人から提出のあった昭和49年11月1日に再交付された厚生年金保険被保険者証及び年金手帳上、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、いずれも30年4月3日と記載されている。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立人は昭和31年9月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとされている一方、同事務所が保管する厚生年金保険手帳記号番

号払出簿上、申立人の当該事業所における同保険の資格取得年月日は、30年4月3日である旨記載されているとともに、当該資格取得年月日が訂正された形跡は見当たらない。

加えて、上記被保険者名簿上、申立人が当該事業所で一緒に勤務したとして名前を挙げた元同僚4人は、いずれも申立期間又はその一部について厚生年金保険の加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和30年4月3日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和43年12月10日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和43年8月及び同年9月は3万6,000円、同年10月及び同年11月は3万9,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月31日から同年12月10日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。  
しかし、私は、A株式会社に昭和43年6月26日から同社が倒産した同年12月10日まで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録上、申立人は、A株式会社において昭和43年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月31日に同資格を喪失したとされているが、雇用保険の加入記録により、事業所名は不明であるものの、申立人が同年6月26日から同年12月20日まで継続して勤務していたことが確認できること、及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は昭和43年12月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているところ、同被保険者名簿を見ると、当該事



業所において同年7月から同年10月にかけて同保険の被保険者資格を喪失した者が20人いるが、このうち8人は、同年10月までに社会保険事務所に資格喪失した旨届出されていることが確認できる一方、同年8月31日に同保険の被保険者資格を喪失したとされている者が申立人を含め12人おり、これら12人は、適用事業所ではなくなった日の後の同年12月23日付けで資格喪失の届出がなされていることから、申立人の当該記録は、当該事業所が遡及して届け出たものであることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録上、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者13人に対し、申立人の厚生年金保険の取扱い等について照会したところ、回答を得た8人のうち6人が、「申立人は、昭和43年12月の倒産まで勤務し、厚生年金保険料も控除されていると思う。自分が健康保険証を返したのは倒産後である。」とする供述が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和43年8月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年12月10日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所で保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和43年8月及び同年9月は3万6,000円、同年10月及び同年11月は3万9,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社A（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を平成 17 年 10 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。  
しかし、私は、有限会社Aに平成 17 年 9 月 30 日まで勤務しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする株式会社Bから提出のあった給与支給明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、有限会社Aに平成 17 年 9 月 30 日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の有限会社Aにおける平成 17 年 8 月の社会保険庁の記録及び給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、事業主が資格喪失日を平成 17 年 9 月 30 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月分の保険料の納入の告知

を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで

社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私達夫婦は昭和 38 年春ごろ結婚し、A 県 B 市で入籍や住所変更の手続をした際に、市役所職員に勧められ国民年金に加入し、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年春ごろに結婚し、婚姻及び住所変更の手続の際に、B 市役所で国民年金と国民健康保険に加入したと主張しているが、C 社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同記号番号は、40 年 2 月ごろに夫婦連番で払い出されているとともに、申立人夫婦が所持している国民年金手帳は、同年 5 月 1 日に A 県以外で発行したものであることが確認でき、B 市役所において加入手続をしたとする申立人の主張と相違している。

また、B 市役所では、申立人の国民年金被保険者名簿は無く、国民健康保険についても申立人の加入履歴は無い旨回答しており、申立人夫婦が同市において国民年金と国民健康保険に同時に加入したことを裏付ける関連資料及び供述は得られない。

さらに、D 市が保管している国民年金被保険者名簿上、申立人夫婦は申立期間直後の昭和 40 年 4 月分から国民年金保険料が納付済みとされており、当該保険料の納付年月日は、申立人夫婦が所持するそれぞれの年金手帳の記載内容と一致している。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人夫婦から聴取しても国民年金の加入手続及び保険料の納付時期等の記憶が定かではなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで

社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私達夫婦は昭和 38 年春ごろ結婚し、A 県 B 市で入籍や住所変更の手続をした際に、市役所職員に勧められ国民年金に加入し、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年春ごろに結婚し、婚姻及び住所変更の手続の際に、B 市役所で国民年金と国民健康保険に加入したと主張しているが、C 社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同記号番号は、40 年 2 月ごろに夫婦連番で払い出されているとともに、申立人夫婦が所持している国民年金手帳は、同年 5 月 1 日に A 県以外で発行したものであることが確認でき、B 市役所において加入手続をしたとする申立人の主張と相違している。

また、B 市役所では、申立人の国民年金被保険者名簿は無く、国民健康保険についても申立人の加入履歴は無い旨回答しており、申立人夫婦が同市において国民年金と国民健康保険に同時に加入したことを裏付ける関連資料及び供述は得られない。

さらに、D 市が保管している国民年金被保険者名簿上、申立人夫婦は申立期間直後の昭和 40 年 4 月分から国民年金保険料が納付済みとされており、当該保険料の納付年月日は、申立人夫婦が所持するそれぞれの年金手帳の記載内容と一致している。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人夫婦から聴取しても国民年金の加入手続及び保険料の納付時期等の記憶が定かではなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から60年12月まで  
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。  
しかし、私は、国民年金保険料の納付は国民の義務であると教えられて育ち、任意加入期間内に被保険者資格を喪失するような手続をした記憶が無く、申立期間の保険料を納付したはずであるので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の被保険者資格を喪失した旨の届出をした記憶は無く、申立期間も継続して国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、昭和59年1月4日に被保険者資格を喪失した旨の記載がある上、当該喪失年月日は、A市が保管する国民年金の加入記録及びB社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳の記録といずれにおいても一致し、これらの記録に反して、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、上記被保険者台帳上、当該喪失年月日の記録については、昭和59年3月に同社会保険事務所から社会保険業務センターに進達されたことが確認できる。

さらに、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人は、申立期間及びその前後を通じて住所の異動が無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても保



険料の納付時期、納付金額及び納付方法に関する記憶が定かではないとして具体的な供述を得ることができないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から34年3月31日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。  
しかし、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所の後継事業所が保管する人事記録から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、同事業所では、詳細については不明である旨回答しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和32年度は128人、34年度は212人であるのに対し、申立期間の33年度は一人である上、この一人に対し、自身の同事業所における厚生年金保険の取扱い等について聴取したところ、「昭和33年4月から1年間は厚生年金保険に加入していた。また、身分は作業員ではなく、職種は事務職であった。」としており、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる作業員がない上、同被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、当該事業所では、申立期間について、申立人のような作業員を加入させていな

かったことがうかがわれる。

さらに、申立人と同様に人事記録上、昭和33年1月から同年3月にかけて勤務事実が確認できる5人の元同僚は、いずれも同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、A事業所の後継事業所から提出のあった申立人の人事記録を見ると、申立期間に係る勤務事実が確認できる一方、同事業所から提出のあった申立人の雇用台帳の厚生年金保険の加入状況を記載する欄に、申立期間について厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる記載が見当たらない。

その上、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。  
しかし、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所の後継事業所が保管する人事記録から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、同事業所では、詳細については不明である旨回答しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間を含む 33 年度は一人である上、この一人に対し、自身の同事業所における厚生年金保険の取扱い等について聴取したところ、「昭和 33 年 4 月から 1 年間は厚生年金保険に加入していた。また、身分は作業員ではなく、職種は事務職であった。」としており、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる作業員がいない上、同被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、当該事業所では、申立期間について、申立人のような作業員を加入させてい

なかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所の後継事業所から提出のあった申立人の人事記録を見ると、申立期間に係る勤務事実が確認できる一方、同事業所から提出のあった申立人の雇用台帳の社会保険関係の加入及び脱退年月日を記載する欄を見ると、申立期間を含む33年度については、健康保険の加入及び脱退年月日が不明である上、厚生年金保険の加入状況を記載する欄に、申立期間について厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる記載が見当たらない。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。  
しかし、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所の後継事業所が保管する人事記録から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、同事業所では、詳細については不明である旨回答しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間を含む 33 年度は一人である上、この一人に対し、自身の同事業所における厚生年金保険の取扱い等について聴取したところ、「昭和 33 年 4 月から 1 年間は厚生年金保険に加入していた。また、身分は作業員ではなく、職種は事務職であった。」としており、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる作業員がいない上、同被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、当該事業所では、申立期間について、申立人のような作業員を加入させてい

なかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所の後継事業所から提出のあった申立人の人事記録を見ると、申立期間に係る勤務事実が確認できる一方、同事業所から提出のあった申立人の雇用台帳の厚生年金保険の加入状況を記載する欄に、申立期間について厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる記載が見当たらない。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月1日から同年11月30日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。  
しかし、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所の後継事業所が保管する人事記録から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、同事業所では、詳細については不明である旨回答しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和32年度は128人、34年度は212人であるのに対し、申立期間を含む33年度は一人である上、この一人に対し、自身の同事業所における厚生年金保険の取扱い等について聴取したところ、「昭和33年4月から1年間は厚生年金保険に加入していた。また、身分は作業員ではなく、職種は事務職であった。」としており、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる作業員がない上、同被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、当該事業所では、申立期間について、申立人のような作業員を加入させてい



なかったことがうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 16 日から同年 11 月 15 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。  
しかし、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所の後継事業所が保管する人事記録から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、同事業所では、詳細については不明である旨回答しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間を含む 33 年度は一人である上、この一人に対し、自身の同事業所における厚生年金保険の取扱い等について聴取したところ、「昭和 33 年 4 月から 1 年間は厚生年金保険に加入していた。また、身分は作業員では無く、職種は事務職であった。」としており、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる作業員がいない上、同被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、当該事業所では、申立期間について、申立人のような作業員を加入させてい

なかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所の後継事業所から提出のあった申立人の人事記録を見ると、申立期間に係る勤務事実が確認できる一方、同事業所から提出のあった申立人の雇用台帳を見ると、昭和33年5月16日に作業員として雇用された旨の記載が確認できるものの、同台帳の厚生年金保険の加入及び脱退年月日を記載する欄で確認できる期間は34年5月1日以降となっており、申立期間について厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる記載が見当たらない。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 12 月 15 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。  
しかし、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所の後継事業所が保管する人事記録から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、同事業所では、詳細については不明である旨回答しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間を含む 33 年度は一人である上、この一人に対し、自身の同事業所における厚生年金保険の取扱い等について聴取したところ、「昭和 33 年 4 月から 1 年間は厚生年金保険に加入していた。また、身分は作業員ではなく、職種は事務職であった。」としており、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる作業員がない上、同被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、当該事業所では、申立期間について、申立人のような作業員を加入させてい

なかったことがうかがわれる。

さらに、申立人と同様に人事記録上、昭和 33 年 1 月から同年 3 月にかけて勤務事実が確認できる 5 人の元同僚は、いずれも同年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年11月20日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。  
しかし、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所の後継事業所が保管する人事記録から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、同事業所では、詳細については不明である旨回答しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和32年度は128人、34年度は212人であるのに対し、申立期間を含む33年度は一人である上、この一人に対し、自身の同事業所における厚生年金保険の取扱い等について聴取したところ、「昭和33年4月から1年間は厚生年金保険に加入していた。また、身分は作業員ではなく、職種は事務職であった。」としており、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる作業員がいない上、同被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、当該事業所では、申立期間について、申立人のような作業員を加入させてい

なかったことがうかがわれる。

さらに、申立人と同様に人事記録上、昭和 33 年 1 月から同年 3 月にかけて勤務事実が確認できる 5 人の元同僚は、いずれも同年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、A 事業所の後継事業所から提出のあった申立人の人事記録を見ると、申立期間に係る勤務事実が確認できる一方、同事業所から提出のあった申立人の雇用台帳を見ると、本来、同一であるべき健康保険と厚生年金保険の加入及び脱退年月日が、2 か月以上相違している部分があるなど、同台帳の記載に疑義が認められる。

その上、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月1日から同年11月30日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。  
しかし、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所の後継事業所が保管する雇用台帳から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、同事業所では、詳細については不明である旨回答しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和32年度は128人、34年度は212人であるのに対し、申立期間を含む33年度は一人である上、この一人に対し、自身の同事業所における厚生年金保険の取扱い等について聴取したところ、「昭和33年4月から1年間は厚生年金保険に加入していた。また、身分は作業員ではなく、職種は事務職であった。」としており、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる作業員がない上、同被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、当該事業所では、申立期間について、申立人のような作業員を加入させてい



なかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所の後継事業所から提出のあった申立人の雇用台帳を見ると、申立期間に係る勤務事実を確認できる記載がある一方、当該雇用台帳の厚生年金保険の加入状況を記載する欄に、申立期間について厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる記載が見当たらない。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。  
しかし、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所の後継事業所が保管する雇用台帳から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、同事業所では、詳細については不明である旨回答しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間を含む 33 年度は一人である上、この一人に対し、自身の同事業所における厚生年金保険の取扱い等について聴取したところ、「昭和 33 年 4 月から 1 年間は厚生年金保険に加入していた。また、身分は作業員では無く、職種は事務職であった。」としており、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる作業員がいない上、同被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、当該事業所では、申立期間について、申立人のような作業員を加入させてい

なかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所の後継事業所から提出のあった申立人の雇用台帳を見ると、申立期間に係る勤務事実を確認できる記載がある一方、当該雇用台帳の厚生年金保険の加入状況を記載する欄には、昭和34年5月1日に初めて厚生年金保険に加入した旨の記載があり、申立期間について厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる記載が見当たらない。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月1日から同年10月31日まで  
② 昭和31年4月1日から同年6月15日まで  
③ 昭和33年4月1日から同年12月6日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所の後継事業所が保管する人事記録から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所の後継事業所に対し、各申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、同事業所では、詳細については不明である旨回答しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

また、A事業所の後継事業所から提出のあった申立人の雇用台帳を見ると、申立人は、申立期間①及び②当時、当該事業所に勤務していたことが確認できるものの、当該雇用台帳の厚生年金保険の加入状況を記載する欄には、昭和31年6月16日に初めて厚生年金保険に加入した旨の記載があり、申立期間①及び②について同保険に加入していたことをうかがわせる記載は見当たらない。

さらに、申立期間①及び②当時、申立人が一緒に勤務していたとする同僚一人及び雇用形態が申立人同様の作業員であった同僚一人の厚生年金保険の

加入記録を見ると、いずれの同僚も申立期間①及び②について、当該事業所における加入記録は確認できない。

加えて、申立期間③については、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間③前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間③を含む 33 年度は一人である上、この一人に対し、自身の同事業所における厚生年金保険の取扱い等について聴取したところ、「昭和 33 年 4 月から 1 年間は厚生年金保険に加入していた。また、身分は作業員では無く、職種は事務職であった。」としており、申立期間③に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる作業員がない上、同被保険者名簿において、申立期間③及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、当該事業所では、申立期間③について、申立人のような作業員を加入させていなかったことがうかがわれる。

その上、申立人と同様に人事記録上、昭和 33 年 1 月から同年 3 月にかけて勤務事実が確認できる 5 人の元同僚は、いずれも、同年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人が各申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年11月27日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。  
しかし、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所の後継事業所が保管する人事記録から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、同事業所では、詳細については不明である旨回答しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和32年度は128人、34年度は212人であるのに対し、申立期間を含む33年度は一人である上、この一人に対し、自身の同事業所における厚生年金保険の取扱い等について聴取したところ、「昭和33年4月から1年間は厚生年金保険に加入していた。また、身分は作業員ではなく、職種は事務職であった。」としており、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる作業員がいない上、同被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、当該事業所では、申立期間について、申立人のような作業員を加入させてい

なかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所の後継事業所から提出のあった申立人の人事記録を見ると、申立期間に係る勤務事実が確認できる一方、同事業所から提出のあった申立人の雇用台帳の厚生年金保険の加入状況を記載する欄に、申立期間について厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる記載が見当たらない。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 12 月 6 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。  
しかし、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所の後継事業所が保管する人事記録から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、同事業所では、詳細については不明である旨回答しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間を含む 33 年度は一人である上、この一人に対し、自身の同事業所における厚生年金保険の取扱い等について聴取したところ、「昭和 33 年 4 月から 1 年間は厚生年金保険に加入していた。また、身分は作業員では無く、職種は事務職であった。」としており、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる作業員がない上、同被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、当該事業所では、申立期間について、申立人のような作業員を加入させてい



なかったことがうかがわれる。

さらに、申立人と同様に人事記録上、昭和 33 年 1 月から同年 3 月にかけて勤務事実が確認できる 5 人の元同僚は、いずれも同年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 12 月 6 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。  
しかし、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所の後継事業所が保管する人事記録から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、同事業所では、詳細については不明である旨回答しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間を含む 33 年度は一人である上、この一人に対し、自身の同事業所における厚生年金保険の取扱い等について聴取したところ、「昭和 33 年 4 月から 1 年間は厚生年金保険に加入していた。また、身分は作業員では無く、職種は事務職であった。」としており、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる作業員がいない上、同被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、当該事業所では、申立期間について、申立人のような作業員を加入させてい

なかったことがうかがわれる。

さらに、申立人と同様に人事記録上、昭和 33 年 1 月から同年 3 月にかけて勤務事実が確認できる 5 人の元同僚は、いずれも同年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から29年6月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金を受給している旨の回答をもらった。  
しかし、私は、A株式会社B工場に勤務した申立期間について脱退手当金を受給した覚えが無く、納得がいかないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立人の脱退手当金は、当該事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和29年9月9日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険第四種被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和49年1月7日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、厚生年金保険に任意加入したことが確認できるところ、社会保険事務所では、「厚生年金保険第四種被保険者名簿の作成状況から推察すると、申立人は、厚生年金保険の老齢年金の受給に必要な加入期間180か月に足りないとして、

社会保険事務所が任意加入を 49 年 1 月にさかのぼって認めたケースだと考えられる。」としていることから、申立人は申立期間を脱退手当金が支給された期間として認識していたものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から同年 12 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間当時、有限会社Aに勤務しており、正社員として製造作業をしていた。給与明細等、証拠になるものは持っていないが、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする有限会社Aは、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人と同様の製造作業に従事し、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚7人の年金記録を見ると、申立期間について、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる者が二人、申立期間の一部に加入記録が確認できる者が二人、加入記録が確認できない者が3人いる上、申立人及び上記同僚は、申立期間当時の従業員は7人から8人であったと供述しているところ、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時、5人が被保険者であったことが確認できることから、当該事業所では、従業員全員を厚生年金

保険に加入させていたとは言い難い。

また、当該事業所は、社会保険事務所の記録上、昭和 45 年 3 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主等の所在が不明なことから、申立てを裏付ける関連資料及び供述は得られない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。